

## 平成十四年総務省令第百十号

電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令十六条の二第一項、第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同条の規定を実施するため、電波の利用状況の調査等に関する省令を次のように定める。

## (目的)

第一条 この省令は、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この省令において使用する用語は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）。以下「法」という。）及び無線通信規則第一条において使用する用語の例による。

## (利用状況調査に係る無線局の種類)

第三条 総務大臣は、次の各号に掲げる無線局の種類に応じ、当該各号に定める期間を周期として、法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。

一 法第二十六条の二第一項第一号に掲げる電気通信業務用基地局（以下この条及び第五条において単に「電気通信業務用基地局」といいう。）一年

二 法第二十六条の二第一項第二号に掲げる電気通信業務用基地局以外の無線局のうち、公共業務用無線局（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第二条第三号に規定する公共業務用無線局をいい、法第二百三条の二第十四項に規定する國の機関等が開設する無線局並びに同条第十五項第一号及び第二号に掲げる無線局のうち特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定するものに限る。次号において同じ。）一年

三 法第二十六条の二第一項第二号に掲げる電気通信業務用基地局以外の無線局のうち、公共業務用無線局（次号において「電気通信業務用基地局等」という。）に係る利用状況調査については、次に掲げる事項

三 全国の区域  
（利用状況調査の調査事項等）  
第五条 免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。  
一 電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局（次号及び第九条において「電気通信業務用基地局等」という。）に係る利用状況調査については、次に掲げる事項

一 無線局の数  
二 無線局の行う無線通信の通信量  
ハ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

二 免許人の数  
二 無線局の目的及び用途  
ハ 無線設備の使用技術

三 周波数帯  
イ 周波数の移行計画

四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

二十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

二十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

二十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

二十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

二十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

二十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

二十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

二十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

二十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

二十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

三十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

三十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

三十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

三十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

三十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

三十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

三十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

三十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

三十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

三十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

四十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

四十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

四十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

四十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

四十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

四十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

四十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

四十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

四十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

四十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

五十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

五十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

五十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

五十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

五十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

五十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

五十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

五十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

五十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

五十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

六十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

六十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

六十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

六十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

六十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

六十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

六十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

六十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

六十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

六十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

七十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

七十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

七十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

七十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

七十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

七十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

七十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

七十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

七十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

七十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

八十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

八十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

八十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

八十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

八十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

八十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

八十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

八十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

八十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

八十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

九十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

九十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

九十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

九十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

九十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

九十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

九十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

九十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

九十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

九十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百一十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百一十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百一十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百一十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百一十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百一十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百一十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百一十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百一十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百二十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百二十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百二十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百二十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百二十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百二十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百二十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百二十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百二十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百二十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百三十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百三十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百三十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百三十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百三十四 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百三十五 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百三十六 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百三十七 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百三十八 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百三十九 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百四十 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百四十一 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百四十二 周波数帯  
ハ 周波数の幅

一百四十三 周波数帯  
ハ 周波数の幅

ハ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

二 免許人の数  
二 無線設備の使用技術  
ト 無線局の具体的な使用実態

二 利用評価  
ト 利用評価の実施

「第一項第二号イ及びニ」と、同項第二号中「第一項第一号ロ、ハ、トからニまで及びトからヲまで」とあるのは、「第一項第二号ロ、ハ及びトからニまで」とあると認められるときは、「第一項第二号ロ、ハ及びトからヲまで」とあると認められる。別表の一の欄に掲げる区分ごとに同表の二の欄に定めるとおりとする。

「第一項第二号イ及びニ」とあるのは、「登録人」と読むとおりとする。

平均値を算定することその他の適切な方法によつて処理すること。

三 前号において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報に配意すること。

前項の規定にかかるらず、第三条第一項第一号に掲げる無線局に係る利用状況調査の結果の概要是、複数の総合通信局の管轄区域を一の区域として、前項各号に掲げるところにより作成することができる。

前二項の規定に基づき作成した利用状況調査の結果の概要是、インターネットの利用により公表するほか、次に掲げる場所において公衆の閲覧に供するものとする。

一 総務省総合通信基盤局

二 総合通信局

（有効利用評価の評価事項）

**第九条** 法第二十六条の三第一項第四号の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 電気通信業務用基地局等に係る利用状況調査 第五条第一項第一号二からヲまでに掲げる事項

（有効利用評価の結果の概要の作成及び公表）

二 電気通信業務用基地局等以外の無線局に係る利用状況調査 第五条第一項第二号二からヌまでに掲げる事項

**第十一条** 第八条の規定は、法第二十六条の三第四項の規定により公表する有効利用評価の結果の概要について準用する。この場合において、

「法第二十六条の二第二項」とあるのは、「法第二十六条の三第四項」と、「利用状況調査」とあるのは、「有効利用評価」と読み替えるものとする。

（法第二十六条の三第六項に規定する調査の方）

二 調査期間

二 調査の対象となる無線局及びその無線局に割り当てられている周波数

三 無線設備の取得価格及び取得時期その他のことによる。

四 調査方法

五 その他調査を実施するために必要な事項

1	附則
1	（平成十四年法律第三十八号）の施行の日（平成十四年十月三十一日）から施行する。
2	（この省令の施行後最初に行う利用状況調査のとし、平成十四年度の利用状況調査は三・六GHzを超えて四・二GHz以下、四・四GHzを超えて五GHz以下及び五・九二五GHzを超えて六・四二五GHz以下の固定業務（電気通信業務用に限る）に係る周波数帯について、平成十五年度の利用状況調査は残りの周波数帯について行うものとする。）
3	（この省令の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。）
4	（この省令は、平成十九年四月一日から施行する。）
5	（この省令は、平成十九年四月一日から施行する。）
6	（この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。）
7	（この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。）
8	（この省令は、平成十六年一月二十六日総務省令第一三号）
9	（施行期日）
10	（この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十八号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。）
11	（この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。）
12	（この省令の施行の前に開始した利用状況調査について、この省令による改正後についても、なお従前の例によるものとする。）
13	（この省令は、公布の日から施行する。）
14	（この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。）
15	（この省令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。）
16	（この省令は、平成三十年三月一日から施行する。）
17	（この省令は、平成三〇年二月一日総務省令第四号）抄
18	（施行期日）
19	（この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。）
20	（この省令は、令和二年四月一日総務省令第三号）
21	（この省令は、令和二年四月一日から施行する。）
22	（この省令は、令和二年四月一日から施行する。）
23	（この省令は、令和二年四月一日から施行する。）
24	（この省令は、平成十七年八月九日総務省令第一二号）
25	（施行期日）
26	（この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。）

1	附則（平成一七年一月二九日総務省令第一六〇号）抄
1	（施行期日）
2	（この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。）
3	（この省令は、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十二号）の施行の日（平成二十一年十一月二十日）から施行する。）
4	（この省令は、平成二三年六月二九日総務省令第八〇〇号）
5	（施行期日）
6	（この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。）
7	（この省令の施行の前に開始した利用状況調査について、この省令による改正後についても、なお従前の例によるものとする。）
8	（この省令は、公布の日から施行する。）
9	（この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。）
10	（この省令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。）
11	（この省令は、平成三〇年二月一日総務省令第六七号）
12	（この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。）
13	（この省令は、平成三〇年二月一日総務省令第六四号）抄
14	（施行期日）
15	（この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。）

1	別表 調査事項等（第5条関係）
1	1 調査事項
2	2 調査方法
3	3 調査方
4	4 調査方
5	5 調査方
6	6 調査方
7	7 調査方
8	8 調査方
9	9 調査方
10	10 調査方
11	11 調査方
12	12 調査方
13	13 調査方
14	14 調査方
15	15 調査方
16	16 調査方
17	17 調査方
18	18 調査方
19	19 調査方
20	20 調査方
21	21 調査方
22	22 調査方
23	23 調査方
24	24 調査方
25	25 調査方
26	26 調査方
27	27 調査方
28	28 調査方
29	29 調査方
30	30 調査方
31	31 調査方
32	32 調査方
33	33 調査方
34	34 調査方
35	35 調査方
36	36 調査方
37	37 調査方
38	38 調査方
39	39 調査方
40	40 調査方
41	41 調査方
42	42 調査方
43	43 調査方
44	44 調査方
45	45 調査方
46	46 調査方
47	47 調査方
48	48 調査方
49	49 調査方
50	50 調査方
51	51 調査方
52	52 調査方
53	53 調査方
54	54 調査方
55	55 調査方
56	56 調査方
57	57 調査方
58	58 調査方
59	59 調査方
60	60 調査方
61	61 調査方
62	62 調査方
63	63 調査方
64	64 調査方
65	65 調査方
66	66 調査方
67	67 調査方
68	68 調査方
69	69 調査方
70	70 調査方
71	71 調査方
72	72 調査方
73	73 調査方
74	74 調査方
75	75 調査方
76	76 調査方
77	77 調査方
78	78 調査方
79	79 調査方
80	80 調査方
81	81 調査方
82	82 調査方
83	83 調査方
84	84 調査方
85	85 調査方
86	86 調査方
87	87 調査方
88	88 調査方
89	89 調査方
90	90 調査方
91	91 調査方
92	92 調査方
93	93 調査方
94	94 調査方
95	95 調査方
96	96 調査方
97	97 調査方
98	98 調査方
99	99 調査方
100	100 調査方
101	101 調査方
102	102 調査方
103	103 調査方
104	104 調査方
105	105 調査方
106	106 調査方
107	107 調査方
108	108 調査方
109	109 調査方
110	110 調査方
111	111 調査方
112	112 調査方
113	113 調査方
114	114 調査方
115	115 調査方
116	116 調査方
117	117 調査方
118	118 調査方
119	119 調査方
120	120 調査方
121	121 調査方
122	122 調査方
123	123 調査方
124	124 調査方
125	125 調査方
126	126 調査方
127	127 調査方
128	128 調査方
129	129 調査方
130	130 調査方
131	131 調査方
132	132 調査方
133	133 調査方
134	134 調査方
135	135 調査方
136	136 調査方
137	137 調査方
138	138 調査方
139	139 調査方
140	140 調査方
141	141 調査方
142	142 調査方
143	143 調査方
144	144 調査方
145	145 調査方
146	146 調査方
147	147 調査方
148	148 調査方
149	149 調査方
150	150 調査方
151	151 調査方
152	152 調査方
153	153 調査方
154	154 調査方
155	155 調査方
156	156 調査方
157	157 調査方
158	158 調査方
159	159 調査方
160	160 調査方
161	161 調査方
162	162 調査方
163	163 調査方
164	164 調査方
165	165 調査方
166	166 調査方
167	167 調査方
168	168 調査方
169	169 調査方
170	170 調査方
171	171 調査方
172	172 調査方
173	173 調査方
174	174 調査方
175	175 調査方
176	176 調査方
177	177 調査方
178	178 調査方
179	179 調査方
180	180 調査方
181	181 調査方
182	182 調査方
183	183 調査方
184	184 調査方
185	185 調査方
186	186 調査方
187	187 調査方
188	188 調査方
189	189 調査方
190	190 調査方
191	191 調査方
192	192 調査方
193	193 調査方
194	194 調査方
195	195 調査方
196	196 調査方
197	197 調査方
198	198 調査方
199	199 調査方
200	200 調査方
201	201 調査方
202	202 調査方
203	203 調査方
204	204 調査方
205	205 調査方
206	206 調査方
207	207 調査方
208	208 調査方
209	209 調査方
210	210 調査方
211	211 調査方
212	212 調査方
213	213 調査方
214	214 調査方
215	215 調査方
216	216 調査方
217	217 調査方
218	218 調査方
219	219 調査方
220	220 調査方
221	221 調査方
222	222 調査方
223	223 調査方
224	224 調査方
225	225 調査方
226	226 調査方
227	227 調査方
228	228 調査方
229	229 調査方
230	230 調査方
231	231 調査方
232	232 調査方
233	233 調査方
234	234 調査方
235	235 調査方
236	236 調査方
237	237 調査方
238	238 調査方
239	239 調査方
240	240 調査方
241	241 調査方
242	242 調査方
243	243 調査方
244	244 調査方
245	245 調査方
246	246 調査方
247	247 調査方
248	248 調査方
249	249 調査方
250	250 調査方
251	251 調査方
252	252 調査方
253	253 調査方
254	254 調査方
255	255 調査方
256	256 調査方
257	257 調査方
258	258 調査方
259	259 調査方
260	260 調査方
261	261 調査方
262	262 調査方
263	263 調査方
264	264 調査方
265	265 調査方
266	266 調査方
267	267 調査方
268	268 調査方
269	269 調査方
270	270 調査方
271	271 調査方
272	272 調査方
273	273 調査方
274	274 調査方
275	275 調査方
276	276 調査方
277	277 調査方
278	278 調査方
279	279 調査方
280	280 調査方
281	281 調査方
282	282 調査方
283	283 調査方
284	284 調査方
285	285 調査方
286	286 調査方
287	287 調査方
288	288 調査方
289	289 調査方
290	290 調査方
291	291 調査方
292	292 調査方
293	293 調査方
294	294 調査方
295	295 調査方
296	296 調査方
297	297 調査方
298	298 調査方
299	299 調査方
300	300 調査方
301	301 調査方
302	302 調査方
303	303 調査

結果の外国との相互承認の実施に関する法律の実施に第3号)の第3条第1項の工事設計認定の規定により法証を受けた者に対する報告を求める	法律第3条第2項の工事設計認定の規定が事項の整理して報告を求める	法律第3条第3項の工事設計認定の規定により法証を受けた者に対する報告を求める	法律第3条第2項の工事設計認定の規定が事項の整理して報告を求める
注1 「調査事項」の各欄の台数又は数量は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第1項に定める特定無線設備又は同条第2項に定める特別特定無線設備の種別ごとの台数又は数量とする。ただし、「の特定無線設備又は特別特定無線設備の種別において、2以上の周波数を使用する特定無線設備又は特別特定無線設備については、それぞれの周波数ごとの台数又は数量とする。	注1 「調査事項」の各欄の台数又は数量は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第1項に定める特定無線設備又は同条第2項に定める特別特定無線設備の種別ごとの台数又は数量とする。ただし、「の特定無線設備又は特別特定無線設備の種別において、2以上の周波数を使用する特定無線設備又は特別特定無線設備については、それぞれの周波数ごとの台数又は数量とする。	注1 「調査事項」の各欄の台数又は数量は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第1項に定める特定無線設備又は同条第2項に定める特別特定無線設備の種別ごとの台数又は数量とする。ただし、「の特定無線設備又は特別特定無線設備の種別において、2以上の周波数を使用する特定無線設備又は特別特定無線設備については、それぞれの周波数ごとの台数又は数量とする。	注1 「調査事項」の各欄の台数又は数量は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第1項に定める特定無線設備又は同条第2項に定める特別特定無線設備の種別ごとの台数又は数量とする。ただし、「の特定無線設備又は特別特定無線設備の種別において、2以上の周波数を使用する特定無線設備又は特別特定無線設備については、それぞれの周波数ごとの台数又は数量とする。
注2 「調査方法」の各欄の報告を求める事項の整理は、調査の対象とする特定無線設備の種別その他の事情を考慮し、必要な範囲内で行うものとする。	注2 「調査方法」の各欄の報告を求める事項の整理は、調査の対象とする特定無線設備の種別その他の事情を考慮し、必要な範囲内で行うものとする。	注2 「調査方法」の各欄の報告を求める事項の整理は、調査の対象とする特定無線設備の種別その他の事情を考慮し、必要な範囲内で行うものとする。	注2 「調査方法」の各欄の報告を求める事項の整理は、調査の対象とする特定無線設備の種別その他の事情を考慮し、必要な範囲内で行うものとする。